

<目標変更の背景・必要性>

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律が改正され、令和3年4月1日より施行予定。防災科学技術研究所（NIED）を含む5法人において、法人発ベンチャー等への出資が新たに可能となる。
- 上記について、令和3年度以降の各法人の中長期目標に反映することが必要。

<法改正の概要>

- 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の改正
 - ・ **出資が可能な研究開発法人を拡大**（22法人 → **27法人**（NIED、JAXA、JAMSTEC、JAEA、NIESが追加））
 - ・ **防災科研は研究開発法人発ベンチャーに出資が可能**となる。



<中長期目標の変更内容>

- 出資等の業務に関する記載の追加
- Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
 1. 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核的機関の形成
 - (3) 研究開発成果の普及・知的財産の活用促進
 - ① 関係府省や地方公共団体、民間企業等防災科学技術の研究成果を活用することが想定される機関のニーズを踏まえた研究を進めるなど、研究成果が活用され普及するための取組を推進する。また、研究開発成果の技術移転、社会実装、国際展開を効果的に進めるため、明確な知的財産ポリシーの下、防災科研が創出・保有する知的財産の価値の最大化を図る。**さらに、防災科研の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）に対する出資並びに人的及び技術的援助を行うものとする。**